

富山県告示第224号

土地収用法による事業の認定について

土地収用法（昭和26年法律第 219号。以下「法」という。）第20条の規定により次のとおり事業の認定をしたので、同法第26条第 1 項の規定により告示する。

令和 6 年 5 月 17 日

富山県知事 新 田 八 朗

1 起業者の名称

黒部市

2 事業の種類

黒部市おおしまパークゴルフ場移設事業及びこれに伴う農業用道路付け替え工事

3 起業地

(1) 収用の部分

黒部市石田地内

(2) 使用の部分

なし

4 事業の認定をした理由

申請に係る事業は、以下のとおり、法第20条各号の要件をすべて充足すると判断されるため、事業の認定をしたものである。

(1) 法第20条第 1 号の要件への適合性について

申請に係る事業は、黒部市石田地内の土地を起業地とする黒部市おおしまパークゴルフ場移設事業及びこれに伴う農業用道路付け替え工事（以下「本件事業」という。）である。

本件事業のうち、黒部市おおしまパークゴルフ場移設事業（以下「本体事業」という。）は、黒部市が設置する黒部市おおしまパークゴルフ場（以下「パークゴルフ場」という。）を移設する事業であり、法第 3 条第32号に掲げる地方公共団体が設置するその他公共の用に供する施設に関する事業に該当する。

また、本体事業の施行に伴う附帯工事として行う農業用道路の付け替え工事は、土地改良区が設置する農業用道路を移設する事業であり、第 3 条第 5 号に

掲げる土地改良区が設置する農業用道路に関する事業に該当する。

したがって、本件事業は法第20条第1号の要件を充足すると判断される。

(2) 法第20条第2号の要件への適合性について

起業者である黒部市は、本件事業の施行に必要な予算措置を講じており、本件事業を遂行する十分な意思と能力を有すると認められる。

したがって、本件事業は法第20条第2号の要件を充足すると判断される。

(3) 法第20条第3号の要件への適合性について

ア 得られる公共の利益

パークゴルフ場は、平成20年の供用開始以来、市民が安全で快適にスポーツにふれる施設として市内外から年間約4万人の利用者が訪れており、富山県内に12ある日本パークゴルフ協会の公認コースの中でもホール数、コース総延長は2番目、面積は3番目の施設規模であり、数少ない通年利用が可能なコースであることなどから、年間を通して各種大会が開催されている公共施設である。

パークゴルフ場の約400m南東には、黒部市を横断する県道魚津生地入善線が通っているが、本県が施行する主要地方道魚津生地入善線道路整備事業(以下「道路整備事業」という。)によって新たに道路が整備されることとなった。道路整備事業は、港湾道路の一部として、魚津市東町地内から黒部市石田地内において、二級河川片貝川に新橋を架けるバイパス道路を整備するものであり、道路ネットワークを強化することで、観光拠点の連携、産業、経済活動の促進を図るとともに、幅員が狭く、人家が連坦し、歩道も整備されていない現道を港湾道路に転換することで、沿道地域の交通安全の向上を図るものである。道路整備事業を実施するために、パークゴルフ場の施設面積のうち8,540㎡が道路整備事業用地となることに加え、現在のコースが分断されることとなるため、パークゴルフ場の現状の機能を維持しえなくなった。

そこで、既存コース等に移設し、パークゴルフ場に必要となる施設面積(A=48,160㎡)及びコース総延長(L=2,343㎡)(以下「必要施設面積等」という。)を確保することとした。

本件事業の完成により、市民生活の充実や市外からの来訪者による観光交

流の活性化が期待でき、第2次黒部市総合振興計画基本構想（平成29年策定）におけるまちづくりの基本方針のひとつである「豊かな心と生きがいを育み、人が輝くまちづくり」の実現に寄与するものである。

したがって、本件事業の施行により得られる公共の利益は相当程度存すると認められる。

#### イ 失われる利益

本件事業は、環境影響評価法（平成9年法律81号）及び富山県環境影響評価条例（平成11年富山県条例第38号）により環境影響評価が義務づけられた事業には該当しないが、本件事業の施行に当たっては、低騒音型・排出ガス対策型機械を使用し、地域住民への生活環境に十分配慮することとしている。

また、起業地内には、文化財保護法（昭和25年法律第214号）における周知の埋蔵文化財及び絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成4年法律第75号）により保護のための特別の措置を講ずべき動植物はいずれも確認されていない。

したがって、本件事業の施行により失われる利益は軽微であると認められる。

#### ウ 事業計画の合理性

本件事業に係る起業地の選定については、必要施設面積等を確保することや「日本パークゴルフ協会公認コース認定規定（H23.2.24）」、「日本パークゴルフ協会パークゴルフ設置基準（H23.2.24）」の基準を満たすコースとすること、1コースは9ホールとし、現況と同様に大会の円滑な運営のために9ホールは連続するものとするを条件として、パークゴルフ場に隣接する4箇所の中から、社会性・経済性・周辺環境への影響等により比較検討のうえ、最も妥当な候補地が選定されており、その選定は適切なものと認められる。

以上から、本件事業の施行により得られる公共の利益と失われる利益を比較衡量すると、得られる公共の利益は失われる利益に優越すると認められる。

したがって、本件事業は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められるので、法第20条第3号の要件を充足すると判断される。

#### (4) 法第20条第4号の要件への適合性について

#### ア 事業を早期に施行する必要性

4 (3)アで述べたように、道路整備事業によりパークゴルフ場の機能の一部が失われることから、本件事業の実施により機能の維持を図る必要がある。

また、令和5年10月には黒部市パークゴルフ協会から本件事業の早期実施を要望する要望書が提出されている。

したがって、本件事業を早期に施行する必要性は高いと認められる。

#### イ 起業地の範囲及び収用の範囲の合理性

本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業の事業計画に必要な範囲であると認められる。

また、収用の範囲はすべて本件事業の用に恒久的に供される範囲にとどめられており、収用の範囲についても合理的であると認められる。

したがって、本件事業は、土地を収用する公益上の必要があると認められるため、法第20条第4号の要件を充足すると判断される。

#### (5) 結論

以上のとおり、本件事業は法第20条各号の要件をすべて充足すると判断される。

#### 5 法第26条の2第2項の規定による図面の縦覧場所

黒部市役所